

## (5) 我が国における核燃料物質保有量一覧表

## 原子炉等規制法上の規制区分別内訳

(平成15年12月31日現在)

核燃料物質の区分 注1) 法律上の 規制区分	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム (kg)
			U (t)	U-235 (t)		
製 錬	-	-	-	-	-	-
加 工	1,161	9,864	1,296	50	0	-
原 子 炉	414	2,013	14,056	299	0	101,050
再 処 理	2	205	1,267	12	0	7,989
使 用 注2)	83	223	34	1	2	3,608
合 計 注3)	1,660	12,305	16,652	363	2	112,647

注1)核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状态によらず合計量を記載している。

注2)法律上の規制区分のうち「使用」には、製錬、加工、原子炉及び再処理以外の許可を受けた使用者が保有する核燃料物質の合計量を記載している。(核燃料サイクル開発機構のプルトニウム燃料製造施設、製錬転換施設等における核燃料物質保有量など)

注3)四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

## 国籍区分別内訳

(平成15年12月31日現在)

核燃料物質の区分 注1) 国籍の区分 注2)	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム (kg)
			U (t)	U-235 (t)		
ア メ リ カ	272	2,461	12,091	253	1	83,989
イ ギ リ ス	20	401	1,562	23	0	15,756
フ ラ ン ス	456	5,419	4,748	95	0	34,970
カ ナ ダ	585	3,689	4,561	87	0	37,410
オーストラリア	66	828	2,652	53	-	18,901
中 国	92	131	119	5	-	63
I A E A	0	2	0	0	-	1
そ の 他	260	2,040	359	12	1	1,025

注1)核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状态によらず合計量を記載している。

注2)二国間原子力協力協定の対象となる量を計上した。なお、複数国籍のものは、それぞれの国籍区分に重複して計上している。